介護予防・日常生活支援総合事業について

○介護予防・日常生活支援総合事業とは？

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）は、市町村が中心となって行う地域支援事業の一つです。地域の支え合いの体制づくりの推進と、高齢者の方々が健康で介護の必要がない体を維持できることを目的として、多様な主体によってサービスの充実を図っています。総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と、一般介護予防事業に二分されます。

○介護予防・生活支援サービスを利用するには？

要支援認定1・2の方と、基本チェックリストで「事業対象者」と判定された方が利用できます。

「事業対象者」とは要介護認定等を省略した認定の種類です。要介護認定は、認定調査と主治医意見書を基に認定審査会により決定されますが、事業対象者は「基本チェックリスト」を実施し、該当した場合に認定されます。要介護認定に比べ結果が出るまでの時間が短縮され、要支援1とほぼ同等とみなされますが、「訪問型サービス」「通所型サービス」以外の予防給付サービスが使えないなどの制限があります。

要支援1・2と事業対象者の違い

項目	要支援1・2	事業対象者
認定方法	要介護認定申請	基本チェックリスト
認定に要する期間	1か月程度	即日～3日程度
有効期間	半年～3年の間で 審査会で認定された期間	おおむね1年ごとに再判定
利用できるサービス	●予防給付（通所リハビリ、訪問リハビリ、ショートステイ、福祉用具貸与など） ●総合事業（通所型サービス・訪問型サービス）	●総合事業 （通所型サービス・訪問型サービス）
主な対象	予防給付のサービスが必要と判断された方（40 歳以上）	介護予防や日常生活の支援が必要と判断された方（65 歳以上）

○「訪問型サービス」「通所型サービス」以外の予防給付サービスとは？

事業対象者が利用できない予防給付サービスは、次の通りです。

介護予防訪問入浴介護
〃　訪問看護
〃　訪問リハビリテーション
〃　通所リハビリテーション
〃　福祉用具貸与・販売
〃　短期入所生活（療養）介護

介護予防居宅療養管理指導
〃　認知症対応型通所介護
〃　小規模多機能型居宅介護
〃　特定施設入居者生活介護
〃　認知症対応型共同生活介護
〃　住宅改修費支給

○「訪問型サービス」「通所型サービス」とは？

①訪問型サービス（訪問型サービスA･B･Dは未実施です）

区分	訪問介護（従前相当）	サービスA（基準緩和型）	サービスB（住民主体型）	サービスC（短期集中型）	サービスD（移動支援）
内容	介護予防訪問介護と同じ	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
提供者	訪問介護員（事業者）	主に雇用労働者	住民ボランティア	保健・医療の専門職	住民ボランティア
事業を行うための基準	従前の指定基準と同じ	人員等を緩和した基準	個人情報保護等	内容に応じた独自の基準	個人情報保護等
備考				1回あたり400円	

（注）令和3年10月1日現在

②通所型サービス

区分	通所介護（従前相当）	サービスA（基準緩和型）	サービスB（住民主体型）	サービスC（短期集中型）
内容	介護予防通所介護と同じ	生活機能維持向上のための機能訓練	介護予防活動を実施する通いの場	生活機能を改善するための理学療法士等による運動等
提供者	指定事業者	指定事業者	住民ボランティア	委託事業者
事業を行うための基準	従前の指定基準と同じ	資格要件や面積要件が緩和	個人情報保護等	内容に応じた独自の基準
備考		入浴･食事なし	料金は団体の任意	1クール（3か月） 1月あたり1,000円

（注）令和3年10月1日現在

○一般介護予防事業とは？

主に65歳以上の方を対象とし、市町村や地域の住民が主体となった体操教室等を行うことで、介護予防の機能強化を図る事業です。介護予防教室や、ボランティア養成講座等の詳細は、市報等に掲載します。

お問い合わせ先

●東根市役所　健康福祉部　福祉課　介護保険係　42-1111（代）（内線2167）
　　長寿支援係　〃　（内線2166）

●地域包括支援センター

中　央（担当圏域：東根･神町地区）　42-3939
しろみず（担当圏域：大富･小田島･長瀞地区）　53-0600
しろみずサブセンター（担当圏域：東郷･高崎地区）　53-0606